

習志野・ゴルフ・プラザ練習場 利用約款

第1条 (約款の適用)

習志野・ゴルフ・プラザ（以下「当練習場」といいます。）の利用者は、習志野・ゴルフ・プラザ練習場利用約款（以下「本約款」といいます。）に従っていただきます。本約款において「利用者」とは、第2条に基づき当練習場を利用される方、会員に同伴して来場される方をいいます。

第2条 (利用契約の成立)

当練習場においてプレー（練習）をしようとする方は、本約款を確認の上、会員登録または受付を行っていただきます。

これによって当練習場は会員登録者または受付者の施設利用をお引受けいたします。

第3条 (施設利用の拒絶)

当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 満席（予約打席を含む）のとき
2. 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
5. 利用者が他の利用者に対して危険な行為があったときや危険を及ぼす恐れがあるとき、及び当練習場からの注意を無視して改めないとき
6. 偽名又は他人名義で登録が行われたとき
7. 泥酔、覚せい剤等の危険薬物使用のとき
8. 刃物、危険物等を所持しているとき
9. ルール・マナーに著しく反するとき及びその警告を無視して改めないとき
10. 利用者が感染症予防対策を行っていないとき
11. その他、本約款に違反したとき

第4条 (休業日、営業時間)

当練習場の休業日及び営業時間については、当練習場が別に定めるところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

第5条 (金銭その他貴重品、携帯品)

利用者の携帯品等は、ご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、ロビーその他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

第6条 (自動車及び携帯品等の事故責任)

当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

第7条 (危険防止・事故防止)

当練習場では利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次に挙げる事項を定めています。利用者は必ず遵守して下さい。

第8条 （事故の責任）

プレー（練習）される方が、プレー（練習）にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切その責任を負いません。

<禁止事項>

1. 指定打席以外での練習
2. 本練習場指定以外のボールの使用
3. プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
4. 通路等打席以外での素振り
5. 打席マット等、打席備品の移動
6. 打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）による練習
7. フェアウェイへの立ち入り
8. フロントでの登録者以外の方の練習
9. 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場所所属ティーチングスタッフ以外の方のレッスン行為
10. 泥酔状態での練習
11. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
12. 利用者が集団的に又は、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
13. 利用者が暴力団員又は、その関係者と認められるとき
14. 利用者が暴力団員又は、その関係者を同伴した場合における利用者及びその同伴者
15. 泥酔、覚せい剤等違法薬物使用のとき
16. 刃物、危険物などを所持しているとき
17. 練習場ボール及び備品類の持ち出し
18. サンドル履き・ハイヒール・下駄などゴルフプレーに適さない服装での練習行為
19. ベビーカーでの打席フロアへ立ち入る行為
20. 他の利用者に迷惑となるような写真、動画撮影、録音等の行為（特に許可する場合を除く）

第9条 （長尺クラブの使用について）

当練習場は「長尺クラブ」（当練習場においては、シャフトの長さが46インチ以上のクラブを指します。）の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は一切その責任を負いません。

第 10 条 （事故の責任）

プレー（練習）される方が、プレー（練習）にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切その責任を負いません。

第 11 条 （強風、雷、異常気象時の注意事項）

強風、雷、異常気象などの際は、プレー（練習）を中断し、係員の指示に従って下さい。

第 12 条 （火気の使用についての注意事項）

打席、クラブハウス内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りします。

第 13 条 （施設に与えた損害）

利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者によるその損害を賠償していただきます。

第 14 条 （持込み品の禁止）

施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

1. 動物（ペット含む）
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 銃砲刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

第 15 条 （行為の禁止）

施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りいたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
4. 特に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り

第 16 条 （利用約款違反の責任）

利用者が本約款に違反し、第三者に人的または物的損害を与えたとき、または利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

第 17 条 （個人情報の取り扱いについて）

当練習場は当練習場の運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護方針」に則り管理いたします。また、会員登録の際にご記入いただいた個人情報は利用者の来場管理の他、業務上必要な問合せ、イベント等のご案内および会費に関するDMを発送する場合に利用させていただく場合があります。

<注意事項>

1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守り下さい
2. 前後の打席に充分ご注意下さい。特に前方のプレーヤーのスイングにご注意下さい

3. ティーアップ機等、機械類が正常に動作しない場合は、危険防止のためご自身で対処せず、必ず係員をお呼び下さい
4. 小学生以上19歳未満の方（小学生未満の方はプレー不可）、小学生未満のお子様を同伴される場合は、同伴者の十分な安全管理のもとで、他の利用者の迷惑にならないようご注意ください
5. 安全のため、3歳以下のお子様は打席エリアにご入場いただけません。）
6. 縦横5cm以上の刺青（タトゥー）を入れている利用者は衣服等にて隠すこと。
7. 打席で携帯電話の通話

（附 則）

当練習場は、以下の場合に、当練習場の裁量により本約款を変更することがあります。

1. 本約款の変更が、利用者の利益に適合するとき
 2. 本約款の変更が、利用者が当練習場の利用に関する契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
1. 前項により、当練習場が本約款を変更する場合、本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヵ月前までに、当練習場は、当練習場内への掲示、ホームページへの掲載その他適切な方法により利用者に周知します。
 2. 変更後の約款の効力発生日以降に、利用者が本約款に基づき当練習場を利用したときは、本約款の変更に同意したものとみなします。

以 上

2024年10月1日

習志野・ゴルフ・プラザ

習志野・ゴルフ・プラザ練習場ジュニア利用規約

第1条 (対象)

ジュニアは小学生から中学生までとする。

(小学生未満の利用はできない)

第2条 (施設利用)

小学生の利用は保護者同伴（以下同伴者といいます）とし、小学生単独での利用及び来場もできないものとする。（高校生以上は可）

第3条 (注意事項)

当練習場ではジュニア利用者が楽しく安全に練習していただけるよう、次に挙げる事項定めております。ジュニア利用者及び同伴者は必ず遵守して下さい。

- 同伴者はジュニア利用者の安全に充分注意すること。
- 同伴者は他の利用者の迷惑になる行為がないように充分注意すること。
- ジュニア利用者の万一の事故については、「習志野・ゴルフ・プラザ練習場利用約款」第8条に則る。

第4条 (その他)

上記に記載されていない事項はすべて「習志野・ゴルフ・プラザ練習場利用約款」に則る。

以上

習志野・ゴルフ・プラザ
2024年10月1日日制定

習志野・ゴルフ・プラザ IC カード利用規約

第1条（規約の趣旨）

習志野・ゴルフ・プラザ（以下「当練習場」といいます。）は IC カード（以下「カード」といいます。）をこの規約に従って取り扱うものとし、IC カード利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規約に従ってカードを利用していただきます。

第2条（カードの種類）

当練習場がお客様の個人情報を取得し利用者登録して、お客様に当練習場施設でご利用して頂くカードとします。

第3条（カードのご利用方法）

- ①カードは、当練習場にて登録用紙に記入し、カードを発行いたします。
- ②カードは、当練習場の施設利用および打球練習のお支払いにのみご利用いただけます。
- ③カードをご利用の際は、予めご利用金額をカードへチャージ(ご入金)していただきます
- ④カードのご利用は、ご本人に限ります。第三者に貸与・譲渡・質入・寄託する事はできません。
- ⑤チャージは、当練習場に備え付けの自動入金機(ATM)、もしくは受付フロントをご利用下さい。
- ⑥カードにチャージできる金額の上限は、37,999円です。
- ⑦カードのチャージ残額については、自動入金機(ATM)またはフロントにてご確認ください。
- ⑧複数のカードを所持する事はできません。

第4条（カードがご利用いただけない場合）

- ①カードが偽造または、変造されたものである場合。
- ②カードが違法に取得されたものである場合。または、違法に取得されたカードであると知りながら取得された場合。
- ③カードの破損、当練習場パソコンの故障、停電等により、ご利用可能残高を読み取る事ができない場合。

- ④その他やむを得ない事由があった場合。

第5条（カードの再発行）

- ①カードのご利用可能残高の読み取りができず、またその記録に異常があった場合、お客様には、当練習場が定める方法で当該カードを提出し、再発行を受ける事ができません。
- ②前項の取扱いに際し、カードのご利用可能残高を、推計し、付与致します。
- ③紛失等、お客様ご自身の事由によりカードを再発行する場合は、再発行手数料 500 円をいただきます。
- ④再発行の際、従前のカードは無効となります。
- ⑤カードを再発行する場合は、本人確認のために身分証明書を提示していただきます。
- ⑥本人確認ができない場合は、いかなる場合でも再発行致しません。

第6条（カード利用の停止・利用資格の喪失）

- ①お客様が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とする事ができるものとします。
- ②カードの利用状況が適切でないと当練習場が判断した場合、その他当練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らの通知、催告を要せずして、カードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とする事ができるものとします。

第7条（カードの失効）

- ①当練習場を利用された最終利用日を起算日として1年間利用されなかった場合、当該カードに係るお客様の権利（チャージ残額およびポイント残額を含む）は失効します。
- ②故意にカードを破損させた場合には、当該カードに係るお客様の権利は失効します。
- ③当練習場は、お客様が以下の各号のいずれかに該当して除名された場合、通知、催告を要する事なくカード（チャージ残額およびポイント残額を含む）を失効させる事ができるものとします。
 1. i) 申込み内容に虚偽の記載をした事が判明した場合
 2. ii) 暴力団等反社会的勢力に該当する事が客観的事実に基づき判明した場合
 3. iii) 前号に該当する者を同伴しあるいは紹介して当練習場を利用させた場合
 4. iv) 本規約、当練習場における利用約款（施設ご利用上のお願）及びその他諸規則に違反し、当練習場が利用者として不適格であると判断した場合
 5. v) カード利用にあたり、不正な行為があった場合
 6. vi) 死亡した場合、または補助、保佐、後見開始の審判を受けた場合

第 8 条（カードの紛失、盗難等）

カードの紛失、盗難その他の事由で第三者に不正使用された事による損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第 9 条（カードの換金の原則禁止）

チャージされたカードのご利用残高（プレミアム、ポイントを含む）はいかなる場合にも返金致しません。

第 10 条（天災等による損害）

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第 11 条（登録事項の変更）

- ①カードの利用者は住所、氏名、電話番号、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合、速やかに当練習場へ連絡するものとします。
- ②前項の会員情報の変更を怠り、または不備があったためにお客様に不利益が生じた場合、当練習場は一切の責任を負いません。

第 12 条（個人情報の利用）

当練習場は、登録いただいた個人情報を以下の目的で利用する事があります。

- ①お客様に連絡をとる必要が生じた場合
- ②カードの再発行時等お客様本人である事の確認
- ③当練習場のイベント、サービスの案内
- ④当練習場のサービス改善に関する統計データ作成

第 13 条（個人情報の管理）

当練習場ではお客様からいただいた個人情報をプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。

第 14 条（規約の改定）

- ①本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。
- ②当練習場は運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断する事があります。
- ③前項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

附則 2024 年 10 月 1 日 制定・施行
習志野・ゴルフ・プラザ